

新潟県柏崎市E C O 2プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が掲げる2035年脱炭素社会を実現するため、市内事業者の環境活動への参画による地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を目的として実施する柏崎市E C O 2プロジェクト（以下「E C O 2プロジェクト」という。）の実施について必要な事項を定めるものとし、予算の範囲内において行うE C O 2プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) E C O 2ポイント E C O 2プロジェクト参加登録事業者（以下「登録事業者」という。）による別表第1に掲げる行動に対し、付与されるポイントをいう。

(E C O 2プロジェクトの参加登録)

第3条 E C O 2プロジェクトの趣旨に賛同する事業者は、柏崎市E C O 2プロジェクト参加登録申請書（別記第1号様式。以下この項において「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、本市が行う他の補助金等（当該補助金等の交付申請書をもってE C O 2プロジェクトへの参加登録ができる補助金等に限る。以下「他補助金等」という。）の交付申請書をもって参加登録を申請する事業者にあつては、申請書の提出を要しないものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、柏崎市E C O 2プロジェクト参加登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

(E C O 2ポイントの交付対象行動等)

第4条 E C O 2ポイントの対象行動及びポイント数は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 E C O 2 ポイントは、登録事業者による前項の対象行動の取組実績に対して付与する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により参加登録をした事業者に対する E C O 2 プロジェクトへの参加登録のポイント付与、環境経営システムの取得のポイント付与及び柏崎市リサイクル協力店の認定のポイント付与並びに当該事業者を新規登録者として紹介した場合の他事業者へのポイント付与は、行わないものとする。
- 4 前条第1項本文の規定により参加登録をした事業者が、登録後に他補助金等の交付を申請した場合は、当該登録日から他補助金等の交付を申請した日までの間に当該事業者に対して付与された E C O 2 プロジェクトへの参加登録のポイント、環境経営システムの取得のポイント及び柏崎市リサイクル協力店の認定のポイント並びに当該事業者を新規登録者として紹介した場合に他事業者に付与されたポイントは、全て失効するものとする。
- 5 第1項の対象行動による E C O 2 ポイントの有効期限は、E C O 2 ポイントを付与された日から起算して付与された日の属する年度の3年後の年度の末日までとする。

(E C O 2 ポイントの譲渡及び承継)

第5条 E C O 2 ポイントは、登録事業者間において譲渡することができるものとし、譲渡を行おうとする登録事業者は、柏崎市 E C O 2 ポイント譲渡届出書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の譲渡による E C O 2 ポイントの有効期間は、E C O 2 ポイントを譲渡された日から譲渡された日の属する年度の末日までとする。
- 3 登録事業者間で合併があった場合は、柏崎市 E C O 2 プロジェクト登録事業者合併届出書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、合併前の登録事業者が保有していた E C O 2 ポイントは、合併後の事業者に承継するものとする。
- 4 前項の規定により、合併後の事業者に承継された E C O 2 ポイントの有効期限は、合併前の登録事業者に対し承継の対象となつて

いるそれぞれの E C O 2 ポイントが付与された際の有効期限を引き継ぐものとする。

（補助金の対象物品）

第 6 条 補助金の対象となる物品は、別表第 2 に掲げる設備等及び別表第 3 に掲げる消耗品等（以下「対象物品」という。）とする。

2 対象物品は、市内に事業所を有する者から購入しなければならない。

（交付申請）

第 7 条 登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、柏崎市 E C O 2 プロジェクト補助金交付申請書兼誓約書（別記第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入する対象物品の見積書の写し
- (2) 購入する対象物品の内容が分かるカタログ等の資料
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する場合は、柏崎市 E C O 2 プロジェクト補助金交付決定通知書（別記第 6 号様式）に必要な条件を付して当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない場合は、柏崎市 E C O 2 プロジェクト補助金不交付決定通知書（別記第 6 - 2 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第 9 条 前条第 2 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、柏崎市 E C O 2 プロジェクト補助金変更交付申請書（別記第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更を証明する書類（変更後の見積書・製品カタログ等）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更が適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を柏崎市ＥＣＯ２プロジェクト補助金変更交付決定通知書（別記第８号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第１０条 交付決定者は、対象物品購入後３０日以内又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに柏崎市ＥＣＯ２プロジェクト補助金実績報告書（別記第９号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 購入した対象物品の領収書の写し

(2) 購入した対象物品の設置（納品）が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第１１条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の交付額を確定し、柏崎市ＥＣＯ２プロジェクト補助金交付額確定通知書（別記第１０号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（財産処分の制限等）

第１２条 登録事業者は、補助金の交付を受けた別表第２に掲げる設備等を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間）において、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、市内の公共施設等に寄付するとき、又は市長が特に認めるときはこの限りでない。

（補助金の返還等）

第１３条 市長は、補助金の交付を受けた登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について交付されている補助金の返還を命ずるものとし、その旨を柏崎市ＥＣＯ２プロジェクト

ト補助金交付決定取消し及び返還通知書（別記第１１号様式）により、当該登録事業者に通知するものとする。

(1) 別表第１に掲げる対象行動及び対象物品の内容がこれに付した条件に適合しないと認められるとき。

(2) 第３条第１項本文の規定により参加登録をした事業者が自らに付与されたＥＣＯ２プロジェクトへの参加登録のポイント、環境経営システムの取得のポイント及び柏崎市リサイクル協力店の認定のポイントに基づき第６条の規定による補助金の交付を受けた後、他補助金等の交付を申請したとき、又は当該事業者を新規登録者として紹介した場合にポイントを付与された他事業者が当該ポイントに基づき第６条の規定による補助金の交付を受けた後、他補助金等の交付を申請したとき。

２ 補助金の交付を受けた登録事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その旨を書面によって市長に届け出なければならない。

（外部委員会の設置）

第１４条 市長は、ＥＣＯ２プロジェクトの円滑な実施のため、柏崎市環境審議会内に外部委員会を設置する。

（その他）

第１５条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際現に廃止前の新潟県柏崎市ＥＣＯ２プロジェクト実施要綱（平成２３年３月告示第４７号）の規定によりされている事業者の参加登録及びＥＣＯ２ポイントの付与については、この要綱の規定によりされたものとみなす。

（失効）

３ この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、補助金の申請については令和１１年３月３１日までの間、当該申

請に係る補助金の支払については令和 1 1 年 5 月 3 1 日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市 E C O 2 プロジェクト実施及び補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に既になされた手続及び提出された申請書等は、それぞれこの要綱の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に廃止前の新潟県柏崎市 E C O 2 プロジェクト実施要綱（平成 2 3 年 3 月告示第 4 7 号）の規定によりされている事業者の参加登録及び E C O 2 ポイントの付与については、この要綱の規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する

(経過措置)

- 改正後の要綱の施行の日前に、柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金の助成申請を行った登録事業者に対するE C O 2プロジェクトの参加登録ポイント付与に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する

(経過措置)

- 改正後の要綱の施行の日前に、柏崎市L E D等省エネ設備導入促進支援補助金の交付申請を行った登録事業者に対するE C O 2プロジェクトの参加登録ポイント付与に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の要綱の施行の日前に、柏崎市L E D等省エネ設備導入促進支援補助金の交付申請を行った登録事業者に対するE C O 2プロジェクトの参加登録ポイント付与に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の要綱の施行の日前に、他補助金等の交付申請を行った登録事業者に対するE C O 2プロジェクトの参加登録ポイント付与に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

対象行動	該当ポイント
------	--------

E C O 2 プロジェクトへの参加登録	5, 0 0 0 ポイント
環境経営システムの取得	5 0, 0 0 0 ポイント
新規登録事業者の紹介	1 事業者につき 5, 0 0 0 ポイント
E C O 2 セミナーへの参加	1 事業者につき 1, 0 0 0 ポイント 登録事業者間で共同申込した場合、 2, 0 0 0 ポイント
柏崎市リサイクル協力店の認定	2 0, 0 0 0 ポイント
清掃活動等への参加	1, 0 0 0 ポイント（これに、参加職員数に 1 0 0 を乗じたポイントを加え、合わせて 1 0, 0 0 0 ポイントを上限とする。）
ノーマイカー又はエコドライブの実践（年 2 回開催）	7, 5 0 0 ポイント（これに、ノーマイカー参加職員数に 5 0 を乗じたポイントと、エコドライブ参加職員数に 2 5 を乗じたポイントを加え、合わせて 3 0, 0 0 0 ポイントを上限とする。）。さらに、ノーマイカーに同一年度で 2 回連続参加の場合は、2, 5 0 0 ポイントを加える。 エコドライブのみの参加の場合は、3, 0 0 0 ポイント（これに、参加職員数に 2 5 を乗じたポイントを加え、合わせて 1 0, 0 0 0 ポイントを上限とする。）。
緑のカーテンプロジェクトへの参加	5, 0 0 0 ポイント
エコドライブ講習会の開催	1 回の開催につき 5, 0 0 0 ポイント（これに、参加職員数に 1 0 0 を乗じたポイントを加え、合わせて 2 0, 0 0 0 ポイントを上限とする。） 登録事業者間で共同実施した場合、1 0, 0 0 0 ポイント（これに、参加職員数に 1 0 0 を乗じたポイントを加え、合わせて 2 0, 0 0 0 ポイントを上限とする。）
市民節電所モニター事業（年 2 回）	7, 0 0 0 ポイント（これに、電気については 1 k W h の節電につき 2 5 を乗じたポイント、都市ガスについては 1 m ³ の削減につき 1 0 0 を乗じたポイントを加え、合わせて 5 0, 0 0 0 ポイントを上限とする。）さらに、同一年度で 2 回連続参加の場合は、2, 5 0 0 ポイントを加える。
環境社会検定試験（エコ検定）の取得	取得者 1 人につき 8, 0 0 0 ポイント（年度内に取得した者に限る。）
環境マネジメントシステムの報告	環境マネジメントシステムによる報告書 5, 0 0 0 ポイント
新潟県地球温暖化防止活動推進員として認定	1 人につき 5 0, 0 0 0 ポイント
環境リーダー養成講座受講	1 人につき 8, 0 0 0 ポイント
省エネ診断等に係る説明会への参加	3, 0 0 0 ポイント
省エネ診断受診	9, 5 0 0 ポイント
省エネ診断後設備導入	1 0, 0 0 0 ポイント

別 表 第 2 （ 第 6 条 関 係 ）

項目	対象とする設備等
再生可能エネルギー設備（太陽光等の自然エネルギーを利用可能とする設	太陽光発電設備
	木質ペレットボイラー

備)	木質ペレットストーブ
	薪ストーブ（高効率高燃焼型に限る。）
	地中熱利用設備
省エネルギー設備等（エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により二酸化炭素の排出削減に寄与する設備）	ＣＯ２冷媒ヒートポンプ
	潜熱回収型給湯設備
	燃料電池設備
	高効率空調設備
	高効率照明設備
	電気自動車（改造電気自動車を含む。）
	電動バイク
	エネルギー監視モニター
	インバータ制御付機器（照明器具を除く。）
	省エネ型オフィス機器
	省エネ家電
	雨水タンク（雨水貯留槽）

備考 対象設備等ごとの要件については、市長が別に定める。

別表第３（第６条関係）

項目	対象とする消耗品等
環境に寄与する消耗品等	自転車（電動アシスト付を含む。）
	市内バス回数券・定期券、ＪＲ定期券
	グリーン購入法適合調達物品等
	木質ペレット
	樹木・苗木等

備考 対象消耗品等ごとの要件については、市長が別に定める。